平成一〇年(ワ)第九四〇九号著作権侵害差止等請求事件(甲事件) 平成一〇年(ワ)第一一六二四号著作物使用料請求事件(乙事件)

判 決

社団法人日本音楽著作権協会 右代表者理事 Α

右訴訟代理人弁護士 北本修二 В

右訴訟代理人弁護士 田中泰雄 荒井俊且

被告は、大阪府堺市<以下略>カラオケボックス「ピットオー ト」において、別添カラオケ楽曲リスト及びカラオケ楽曲リスト(追録)各記載の 音楽著作物を、次の方法により使用してはならない。

カラオケ装置を操作し、もしくは、顧客に操作させて、伴奏音 楽を再生(演奏)すること

カラオケ装置を操作し、もしくは、顧客に操作させてカラオケ 用のビデオディスクに収録されている伴奏音楽及び歌詞の文字表示を再生(上映)すること

カラオケ装置を操作し、もしくは、顧客に操作させて伴奏音楽 に合わせて顧客に歌唱させること

被告は、別紙物件目録記載のカラオケ関連機器を前記カラオケボ ックス「ピットオート」から撤去せよ。

被告は、原告に対し、金五〇七万〇五二〇円並びに別紙1及び同 2記載の金員を支払え。

四 被告は、原告に対し、平成一〇年九月一日から、前記カラオケボ ックス「ピットオート」において、別添カラオケ楽曲リスト及びカラオケ楽曲リス ト(追録)各記載の音楽著作物の使用停止に至るまで、一か月当たり金一八万九〇 〇〇円の割合による金員を支払え。

五

負担とする。

> 七 本判決の第一ないし第四項は、仮に執行することができる。

請求 甲事件

- 主文第一項、第二項及び第四項と同旨 1
- 被告は、原告に対し、金四一五万九一二〇円及び別紙2記載の金員を支払 え。

乙事件

被告は、原告に対し、金一七一万一四〇〇円及び別紙1記載の金員を支払え。 事案の概要等

本件は、音楽著作権仲介団体である原告が、カラオケ歌唱室において原告が 著作権を管理する音楽著作物(以下「管理著作物」という。)を使用している被告 管理著作物使用許諾契約に基づいて著作物使用料の請求をしている事案 (乙事件)、また、右契約が更新されなかったことにより、被告は管理著作物を原告に無断で使用してその演奏権及び上映権を侵害しているとして、カラオケ歌唱室 に設置されているカラオケ装置の使用差止め及び損害賠償の請求をしている事案 (甲事件) である。

基礎となる事実(いずれも争いがないか、後掲各証拠により認められる。) 当事者

(一) 原告は、「著作権ニ関スル仲介業務ニ関スル法律」(昭和一四年法律 第六七号。以下「著作権仲介業務法」という。)に基づく許可を受けた我が国唯一 の音楽著作権仲介団体であり、内外国の音楽の著作物の著作権者から著作権ないし その支分権(演奏権、録音権、上映権、貸与権等)の移転を受けるなどしてこれを 管理し、国内の放送事業者をはじめ、レコード、映画、出版、興行、社交場、有線 放送及び貸レコード等の分野における音楽の著作物の利用を許諾し、音楽著作物の 適法な利用を円滑簡便ならしめるとともに、前記許諾の対価として音楽著作物の利用者から著作物使用料規程に定める使用料を徴収し、これを内外の著作権者に分配 することを目的とする社団法人である。

被告は、平成三年一二月から、少なくとも平成七年三月まで、大阪府 堺市<以下略>において、カラオケボックス「ピットオート」(以下「本件店舗」 という。)を経営していた者である(被告がその後、現在まで本件店舗を経営して いるかは、自白の撤回が許されるかの問題とも絡み、後記のとおり争いがあ る。)。

本件店舗においては、管理著作物が使用されている。(弁論の全趣旨) 原告と被告は、平成六年八月八日付で、同年四月一日以降の本件店舗にお ける貸室内でのカラオケ歌唱による管理著作物の使用について、次の約定を主たる 内容とする著作物使用許諾契約(以下「本件使用許諾契約」という。)を締結し (甲事件甲第七ないし第九号証及び弁論の全趣旨)

(一) 原告は、被告に対し、本件店舗の歌唱室内でのカラオケ歌唱による管

理著作物の使用を許諾する。

(二) 被告は、原告に対し、管理著作物の使用料として、月額六万三八六〇円(消費税を含む。)を支払う。但し、原告が大阪府カラオケ事業者協会から被告の加盟通知を受けて確認した場合、及び、使用料を一年分前納する場合は、原告所 定の割引を適用する。

月額使用料の支払期限は、当月末日とする。 (三)

月額使用料の支払を滞納したときは、被告は、原告に対し

の翌日から完済に至るまで、年二〇パーセントの割合による違約金を支払う。 (五) 本契約の存続期間は、平成六年四月一日から平成七年三月三一日まで 契約期間満了時に当事者のいずれからも異議を述べないときは、本契約の満 とし、契約期間満了時にヨ争日のシッパの 了時の契約内容と同一の条件で更新されるものとする。 一位に対しなける管理著作物の使用料に

被告の本件店舗における管理著作物の使用料は、大阪府カラオケ事業者協 会への加入による割引を適用して二〇パーセントを減額した結果、平成六年四月が ら同七年五月分までは、月額五万一〇八〇円(消費税を含む。)となった。 件甲第一〇号証、第一一号証)

なお、平成七年三月三一日の契約期間満了時及び平成八年三月三一日の満 了時に、当事論の全趣旨) 当事者のいずれからも異議はなく、本件使用許諾契約は更新された。(弁

被告は、平成七年五月二六日、前記大阪府カラオケ事業者協会を脱退し また、使用料の前納を行わなかったため、平成七年六月分以降の使用料は、月額六

万三八六〇円(消費税を含む。)となった。(弁論の全趣旨) 5 被告は、本件使用許諾契約に基づく使用料のうち、平成六年一二月分以降 の金員の支払をしなかった。

被告は、原告に対し、平成八年一二月三一日付で「捏造されたカラオケ著 作権料の支払中断通知書」と題する内容証明郵便により、概要、①カラオケ歌唱室に対して原告が適用している使用料率表は文化庁の認可を得ていないこと、②カラ オケソフトの製作許諾は、そのソフトの使用についての許諾も包含するものである こと、③カラオケ歌唱室はカラオケスナックとは業態が異なることから、従来のカ ラオケスナックに対する判決の射程は及ばないこと、などを理由として、本件使用 許諾契約に基づく使用料の支払を中断する旨の通知をし、右郵便は平成九年一月六日に原告に到達した。(甲事件乙第二四号証の一、二)

7 本件店舗は年中無休で営業しており、カラオケ伴奏及び歌唱に使用される歌唱室が一九室ある。うち一八室は定員が一〇名までであり、一室は定員が一〇名 を超え三○名までである。本件店舗には、別紙物件目録記載のレーザーディスクカ ラオケ装置、通信カラオケ装置一式(受信・再生・配信装置)があり、各歌唱室に はアンプ、オートチェンジャーコマンダー、モニターテレビ、マイク、スピーカー 等が設置されている。なお、本件店舗は当初はすべての部屋にオーディオカラオケ が設置されていたが、平成六年一一月に六室、平成七年六月二七日に五室、同年一〇月五日に一室、平成八年四月一〇日に四室について、通信カラオケと入れ替え、 現在は合計一六室に通信カラオケが、残りの三室にはレーザーディスクカラオケが 設置されている。

本件店舗では、従業員らが来店した客をカラオケ関連機器を設置した各部 屋に案内し、飲食物を提供している。 争点

被告は、現在、本件店舗を経営しているか。被告は、甲乙両事件において、 被告が本件店舗の経営者である盲自白していたが、これを撤回することが許される か。

- 二本件店舗での管理著作物の再生・歌唱が被告による演奏権、上映権侵害を構成するか。
 - 1 本件店舗における管理著作物の再生・歌唱主体は誰か。
- 2 本件店舗における管理著作物の再生・歌唱は、著作権法二二条の「公衆に直接見せ又は聞かせることを目的」とするものか。
- 3 本件店舗における管理著作物の再生・歌唱には、著作権法附則一四条による自由使用の適用があるか。
- 三 カラオケソフト作成にかかる原告の管理著作物使用許諾の効力は、本件店舗における管理著作物の再生・歌唱行為に及ぶか。

四 原告が作成したカラオケ歌唱室の使用料率表に基づく使用料の徴収は許されないか。「カラオケ歌唱室」は著作物使用料規程における「社交場」に該当し、本件店舗は著作物使用料の免除を受けられるか。

五 原告と被告との間の本件使用許諾契約に無効原因が存するか。

六 被告の本件店舗における管理著作物の再生・歌唱が演奏権、上映権を侵害するとした場合、その使用料あるいは原告の損害の額。

第四 争点についての当事者の主張

- 争点ー(経営主体)について

【原告の主張】

被告は、甲事件の平成一〇年一〇月一五日付答弁書において、被告が本件店舗を経営している事実を自白しているから、被告が本件店舗の経営者でないとの主張は、自白の撤回となり許されない。

張は、自白の撤回となり許されない。 株式会社セルビスは、被告が税務対策のために名目的に設立したものにすぎず、右設立以後も、被告は本件店舗を引き続き経営している。

【被告の主張】

本件店舗は、平成七年四月一日から訴外株式会社セルビスが経営している。 被告が平成一〇年一二月に至るまで、訴外株式会社セルビスが経営者であることを主張しなかったのは、法人を設立した平成七年に原告職員に対して法人経営となったことを説明したところ、同じことだと言われて契約の変更の必要性を指摘されなかったため、個人と法人とを区別する意味がないと思い込まされていたためである。

ニー・ ・ ・ ・ ・ 歌唱が被告による演奏権、上映権 侵害を構成するか)について

1 争点二1(本件店舗における管理著作物の再生・歌唱主体は誰か)について

【原告の主張】

被告は、対価を得て、不特定多数の客をカラオケ歌唱に誘引し、用意した歌唱室・カラオケ装置・カラオケソフトを利用させ、その許した時間・空間内において、客に歌唱させる営業を行っている。したがって、歌唱室内における伴奏音楽の再生はもとより、客による歌唱に関しても、被告の管理の下に行われているということができるから、音楽著作物の利用主体は被告である。

【被告の主張】

カラオケ歌唱室では、歌う歌わないは客の自由であり、従業員が歌唱したり、司会をしたり、装置の操作に関与したりすることはない。したがって、カラオケ歌唱室における客の歌唱については、音楽著作物の利用主体は客であり、被告を歌唱の主体とみることはできないから、被告に演奏権の侵害はない。

2 争点二2 (本件店舗における管理著作物の再生・歌唱は、著作権法二二条の「公衆に直接見せ又は聞かせることを目的」とするものか) について

【原告の主張】

(一) 著作権法二二条が上演権及び演奏権の及ぶ範囲を、「公衆に直接見せ 又は聞かせることを目的」とするものに限定したのは、経済的効果を期待し得る利 用行為のみを演奏権等の対象とし、経済的効果を問題にする余地のない私的利用に ついては著作権が及ばないものであることを示すためであって、このような解釈 は、日本が締結している文化的及び美術的著作物の保護に関する条約(ベルヌ条 約)一一条(1)の趣旨とも適合する。

被告は、本件店舗の利用を誘引した公衆に対し、歌唱室・カラオケ機器・カラオケソフトを提供する営業を行っている。著作物の利用を直接の営業目的とするカラオケ歌唱室における演奏・歌唱及び上映は、およそ私的利用の範疇に属

さないものである。

(二) また、カラオケ歌唱室における伴奏音楽の演奏・歌唱の利用主体はいずれもカラオケ歌唱室経営者であるところ、この利用主体から見た場合、カラオケ歌唱室は、不特定の客を誘引して、管理著作物の再生及び歌唱を不特定の客に提供することを営業目的としているのであるから、著作権法二二条にいう「公に」の要件を満たす。

【被告の主張】

カラオケ歌唱室における歌唱は、特定の者が仲間内でしているものであり、公衆たる他の客に聞かせるという性質のものではないから、著作権法二二条にいう「公に」の要件を充足しない。

3 争点二3 (本件店舗における管理著作物の再生・歌唱には、著作権法附則 一四条による自由使用の適用があるか) について

【被告の主張】

カラオケ装置は客に歌唱させるための設備であって音楽を鑑賞させるための設備ではなく、また、カラオケ歌唱室は音楽を鑑賞することを営業内容として広告するものではない。したがって、カラオケ歌唱室は著作権法施行令附則三条に挙げられる営業のいずれにも該当せず、著作権法附則一四条が適用される。

【原告の主張】

本件店舗は、飲食物を提供しており、音楽を鑑賞することを営業内容として広告し、また、設置されたカラオケ装置は音楽を鑑賞させるための特別の設備に該当するから、著作権法施行令附則三条一号の事業に該当し、著作権法附則一四条の適用はない。

三 争点三 (カラオケソフト作成にかかる原告の管理著作物使用許諾の効力は、本件店舗における管理著作物の再生・歌唱行為に及ぶか) について

【被告の主張】

カラオケソフトは、社交場等で客に歌唱させる歌唱用音楽ソフトとして商品 化されたものであり、スナック等の酒場において営業上利用するという利用形態が 当然に予定されているから、その製作、販売に対する原告の許諾の効力は、店舗に おける利用にも及ぶ。

【原告の主張】

カラオケソフト製作許諾に際し、使用料が支払われているが、これは複製 (録音) の許諾のための使用料であって、店舗におけるカラオケ歌唱まで許諾したものではない。

四 争点四 (原告の定めた使用料率表に基づく使用料徴収の可否) について 【原告の主張】

1 原告は、仲介業務法に基づいて著作物使用料規程を定め、文化庁長官の認可を受けているが、この中に、新技術の発展に伴う新たな音楽著作物の利用形態の出現に対応するため、「第二節 演奏等 3 演奏会以外の催物における演奏」の「(7) その他の演奏」の規定が設けられ、「本規定の(1)から(6)以外の演奏の場合は、本規定の(1)の規定の範囲内において、使用状況等を参酌して使用料を決定する」との定めがある。

原告は、右規定に基づいて、「カラオケ歌唱室の使用料率表(年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合)」を定め、文化庁長官に対し報告した上で実施している

2 被告は、カラオケ歌唱室が「社交場」に当たると主張するが、著作物使用料規程における「社交場」とは、「キャバレー、バー、スナック、音楽喫茶、ダンスホール、旅館その他設備を設けて客に飲食又はダンスをさせる営業を行う施設」であり、カラオケ歌唱をさせることは付加的なサービスである。カラオケ歌唱室は、飲食物を提供するが、カラオケ設備を設けて客に歌唱をさせることを主たる目的として営業を行う施設であり、右にいう「社交場」とは、営業形態が全く相違するから、「社交場」に関する規定は適用されない。

3 なお、平成九年八月一一日、著作物使用料規程は一部変更され、「カラオケ施設における演奏等」についての使用料規定を新設することにつき文化庁長官の認可を得ている。右認可以降は、カラオケ歌唱室の使用料は右新規定に基づいて徴収される。

【被告の主張】

1 原告は、著作権仲介業務法に基づく音楽著作権仲介団体であり、使用料徴収の根拠となる著作物使用料規程の設定及び変更につき文化庁の認可を受け、これ

に基づいて業務を執行しなければならないものとされている。

平成九年八月一一日認可前の著作物使用料規程には、カラオケ歌唱室についての直接の規定はない。カラオケ歌唱室が「喫茶店その他客に飲食をさせる営業」に当たり、「客に音楽を鑑賞させることを営業の内容とする旨の広告をし」てるものであるとすれば、右規程第二章第二節4「社交場における演奏等」においる「区分1 設備を設けて客に飲食をさせる営業」中の「業種5 ライブハウス、音楽喫茶などの音楽の鑑賞を主たる目的とするもの」に該当するのであって、右規程中の(社交場における演奏等の備考)における(カラオケ伴奏による歌唱)という項目に基づいて使用料の徴収がされなければならない。そして、著作物使用料が見によれば、社交場においては五坪以下、宴会場の場合には一〇坪以下は使用料が免除されるところ、本件店舗は、一室を除いて五坪以下であり、その一室も一〇坪以下であるから、いずれも使用料が免除される。

2 著作物使用料規程第一章二条一項は「本協会に対して契約者が支払うべき者作物の使用料規程第一章二条一項は「本協会に対して契約者が支払うべき者作物の使用料は、本協会が主務官庁の認可を得て定めた著作物の使用料平成九年では、著作物使用料規程第二章第二節3「海上の日付で認可申請を行うまでは、著作物使用料規程第二章第二節3「海上の時間料本表」を独自に策定し、文化庁の認可を受けずにこれに基づいて使用室の使用料率表」を独自に策定し、文化庁の認可を受けずにこれに基づいて使明をである。とは、文化庁の認可を受けずにこれに基づいて使明をではなく「社交場」の概念に含まれる明記のとおり、その営業態様から「催物」ではなく「社交場」の概念に含まれるのであり、著作物使用料規程は、「社交場」につき「本節1、2、3及び5の概念における演奏」の規程に求めるにおからがあるがある。をして、3万才を記述がある使用料率表の根拠を3「海ることは外の催物における演奏」中に含まれる「(7) その他の演奏」の規定に求めるとといるがであるがある。そして、このような無認可の使用料率表は、前記1で述べた著作権中介達務法の趣旨を無視しているものであり、無効である。

したがって、被告がこのような使用料率表に拘束されることはなく、仮に 拘束されるとすれば憲法一三条及び三一条に違反する。

拘束されるとすれば憲法一三条及び三一条に違反する。 _五 争点五(本件使用許諾契約に無効原因が存するか)について

【被告の主張】

本件使用許諾契約は、次の理由により無効である。

1 そもそも、カラオケ歌唱室における演奏は、演奏権の侵害はなく、本件使用許諾契約はその前提を欠く。

2 原告は、カラオケテープの製作、販売の許諾において、カラオケソフトをスナック等において営業上利用するという利用形態を当然に予定しており、その許諾料には利用(伴奏音楽の再生及び歌唱)についての対価を含む。原告は、これを秘して被告に使用許諾契約の締結を要求し、文化庁の認可を受けていない使用料を請求していたのであって、原告の右行為は不法行為に該当する。そして、その結果として締結された本件使用許諾契約は無効である。

3 著作物使用料規程第一章第二条第一項は「契約者が支払うべき著作物の使用料は、主務官庁の認可を得て定めた著作物の使用料率によって定められる」と規定しているから、少なくとも当事者がこれに依らない意思を表示しない限り、当事者の合意内容となっていると解される。本件使用許諾契約は、主務官庁の認可を受けた使用料率表に依っていないという契約の重要な部分について被告に錯誤があり、かつ、被告がそれを知っていたならば契約を締結していなかったと認められるから、意思表示には要素の錯誤があり、無効である。

【原告の主張】

本件使用許諾契約の締結において、強迫ないし錯誤に当たる事実はない。

なお、仮に、原告が著作物利用を許諾するに際し、無認可の使用料率表に基づいて使用料を請求するようなことがあったとしても、私法上の効力は否定されるものではない。

六 争点六 (著作物使用料及び損害額)

【原告の主張】

1 著作物使用料(乙事件)

前記第二の二5のとおり、被告は、本件使用許諾契約に基づく使用料のうち、平成六年一二月分以降の金員を支払わないところ、平成九年三月末日までの使用料額の合計は、別表1月額使用料欄記載のとおり合計一七一万一四〇〇円となる。なお、通信カラオケは、従来のオーディオカラオケとは全く異なる効果を上げ

るものであり、むしろ、レーザーディスクカラオケに類似するものであるから、従 来のビデオカラオケの使用料が適用される。

使用料相当損害金 (甲事件)

- (一) 原告は、平成九年四月一日以降、被告が本件店舗において原告の許諾 を得ることなく別紙物件目録記載のカラオケ関連機器を使って管理著作物を演奏、 上映し、原告の著作権をそれぞれ侵害したことにより、平成一〇年八月三一日まで に少なくとも、次のとおりの使用料相当損害金を被った。
- (1) 平成九年八月一〇日までは、昭和五九年六月一日認可の著作物使用料 規程第二章第二節演奏等3「演奏会以外の催物における演奏」中の「(7) 演奏」の規定に基づき定められた「カラオケ歌唱室の使用料率表」により、カラオ ケ歌唱室の使用料は、
- (1) オーディオカラオケによる使用の時は一部屋の定員が一〇名までの 場合一部屋月額三〇〇〇円、一部屋の定員が一〇名を超え三〇名までは一部屋月額 六〇〇〇円
- ビデオカラオケによる使用の時は一部屋の定員が一〇名までの場合 -部屋月額四〇〇〇円、一部屋の定員が一〇名を超え三〇名までは一部屋月額八〇 OOM

であり、これにより算定した金額に五パーセントの消費税相当額を加算 した金額が使用料相当損害金となる。

本件店舗には、一部屋の定員が一〇名までの歌唱室が一八室あり、一部屋の定員が一〇名を超え三〇名までの歌唱室が一室あり、いずれも、ビデオカラ オケが利用できる。したがって、本件店舗における無許可営業により原告が被った 使用料相当損害金は、平成九年四月一日から同年八月一〇日までは、一か月当た り、八万四〇〇〇円である。

 $< (4,000 \times 18 + 8,000 \times 1) \times 1.05 = 84,000 >$

平成九年八月一一日、文化庁長官は、著作物使用料規程の一部変更を 同日施行された。同規程の第二章第二節演奏等4「カラオケ施設における 演奏等(1)」により、カラオケ歌唱室における同日以降の著作物使用料は、一部屋の 定員が一〇名までの場合一部屋月額九〇〇〇円、一部屋の定員が一〇名を超え三〇名までは一部屋月額一万八〇〇〇円となり、これにより算定した金額に消費税相当 額を加算した金額が使用料相当損害金となる。

したがって、本件店舗における平成九年八月一一日以降の一か月当た りの使用料相当損害金は、一八万九〇〇〇円である。

 $< (9.000 \times 18 + 18.000 \times 1) \times 1.05 = 189.000 >$

- 以上により、平成九年四月一日から平成一〇年八月末日までに原告が 被った使用料相当損害金の額を算出すると、別表2月額損害金欄記載の合計二七五 万九一二〇円となる。
- さらに、被告が本件店舗における管理著作物の使用を停止するまでは、原 告は、平成一〇年九月一日以降も一か月当たり一八万九〇〇〇円の割合による損害 を被る。
- 被告は、原告の定めた使用料率は使用料相当額算定の根拠、基準とはなり 得ないと主張する。しかし、右使用料率は著作物管理規程に基づき、大口利用者と の協議を行った上で平成元年四月に定めたものであって、以後、全国的に、多数のカラオケ歌唱室経営者との間でこれに基づいて管理著作物使用許諾契約を締結してきている。原告はそれ以外の条件で許諾を与えたことはなく、右使用料率は、原告 が通常の許諾に際し、一般に徴収していた通常の使用料であるということができ る。
- 原告は、本件訴訟の提起を弁護士に依頼せざるを得なかった。そのための 弁護士費用は一四〇万円を下らない。

【被告の主張】

- 争う。 一認可のない使用料率表に基づいて著作物使用料を請求することは、権利の
- 濫用、信義則違反として許されない。 2 著作権法一一四条二項にいう「通常受けるべき金銭の額に相当する額」と は、社会通念上客観的に認めることができる使用料相当額であるところ、これは、 認可を受け法的に肯定されている使用料率表に従って算出される金額である。カラ オケ歌唱室は「社交場」の概念に含まれるものであるから、著作物管理規程に従っ て使用料を算定すれば、一九室中一八室が五坪以下で、一室が一〇坪以下である本

件店舗は使用料の支払が免除されることとなる。 原告の主張する使用料率に基づく使用料額は、文化庁の認可を受けたもの ではないから、原告が通常受けるべき使用料相当額算定の根拠、基準にはなり得な

- 通信カラオケにおいて映像として映し出される背景は、音楽と文字とは全 く別の媒体からスーパーインポーズ方式によって挿入されるものであるから、「ビ デオテープ、ビデオディスクなどに映像を連続して固定したものであって、映画フィルム以外のもの」には当たらない。したがって、通信カラオケは「ビデオグラムの上映」に該当せず、これに基づく使用料率表によって使用料を徴収することはで きない。
- 甲事件について、弁護士費用一四〇万円が請求されているが、その根拠は 明らかでなく、不相当な額である。
- 第四 争点に対する裁判所の判断 争点一(経営主体)について
- 被告は、乙事件については大阪地方裁判所岸和田支部で行われた平成九年 二月一八日の第一回口頭弁論期日において、また、甲事件については平成一〇年一 〇月一五日の第一回口頭弁論期日において、いずれも、本件店舗が被告の経営にかかるものであることを認めている。したがって、本件訴訟において、本件店舗の経営者が被告であることは、民事訴訟法一七九条により証明することを要しない事実 となる。
- 被告は、乙事件(大阪地方裁判所に回付)が甲事件に併合された平成一〇 年一二月一五日の第二回口頭弁論期日において初めて、本件店舗は訴外株式会社セルビスの経営にかかるものである旨主張しているところ、甲事件乙第三一号証及び被告本人尋問の結果によれば、同会社は、平成七年三月三〇日に本件店舗所在地を被告本人尋問の結果によれば、同会社は、平成七年三月三〇日に本件店舗所在地を 本店所在地として設立され、被告の妻を代表取締役とし、被告も取締役の一人とし ている会社であることが認められ、右事実からみて、甲乙事件について前記のとお り被告(本人ないし訴訟代理人)が本件店舗の経営者であることを認める陳述をす るについて、錯誤があったとはたやすく認め難いところである。加えて、前記自白 の撤回をした同期日までに、乙事件はもとより、甲事件についても双方当事者は主 張を尽くし、後は人証による立証を残すのみの段階に至っていたものであるから、 そのような時点において、本件店舗の経営主体に関する事実につき以前にした自白 を事実に反するとして撤回することは、信義則上も許されないものというべきであ
- よって、本件店舗の経営主体は被告であることは証明することを要しない 事実として扱うべきであり、被告の主張は採用できない。
- 争点二(本件店舗での管理著作物の再生・歌唱が、被告による演奏権、上映 権侵害を構成するか)について
- 争点ニ1(本件店舗における管理著作物の再生・歌唱主体は誰か)につい て
 - (一) 本件店舗におけるカラオケの利用状況について

前記第二の二の1、6、甲事件乙第三三号証、乙事件甲第三号証ないし 第六号証及び被告本人尋問の結果並びに弁論の全趣旨によれば、次の各事実が認め られる。

- 本件店舗は、平成三年一二月に開業したカラオケ歌唱室であり、一九 室の歌唱室で構成されている。本件店舗には、別紙物件目録記載のレーザーディス クカラオケ装置、通信カラオケ装置一式(受信・再生・配信装置)があり、各歌唱 室にはアンプ、オートチェンジャーコマンダー、モニターテレビ、マイク、スピー カー等が設置されている。本件店舗の各部屋には、当初は一九室すべてにオーディ オカラオケが設置されていたが、平成六年から平成八年にかけて、順次、通信カラ オケに入れ替えられ、現在では、一六室に通信カラオケ装置が設置され、その余の 部屋にはレーザーディスクカラオケが設置されている。
- (2) 本件店舗の各部屋の広さは、一二平方メートル(八席)のものが一部一四・四平方メートル(八席)のものが一七部屋、二七・六平方メートル(二 五席)のものが一部屋であり、営業時間は、平成四年当時で午後〇時から午前二時 までである。
- 本件店舗の料金体系は、部屋の使用料を時間単位で徴収するシステム となっており、従業員らが来店した客をカラオケ関連機器を設置した各部屋に案内 し、飲み物や、やきそば、焼き飯などの食べ物を提供して代金を徴収している。

右の本件店舗の営業形態及び設置されている装置からすれば、本件店 舗では、客は、指定された歌唱室内で、経営者が用意した特別のカラオケ用機器を使って、同じく経営者が用意した楽曲ソフトの範囲内で選曲を行い、伴奏音楽を再 生させるとともに歌唱を行うものであり、しかも右再生・歌唱は時間単位の部屋の 利用料金を支払う範囲で行うことができるにすぎないものと推認することができ る。

このことからすれば、客による右再生・歌唱は、本件店舗の経営者である被告の管理の下で行われているというべきであり、しかもカラオケ歌唱室としての営業の性質上、被告はそれによって直接的に営業上の利益を収めていることは明 らかであるから、著作権法の規律の観点からは本件店舗における伴奏音楽の再生及 び歌唱の主体は被告であると解すべきである。

被告は、カラオケ歌唱室においては、歌う歌わないは客の自由であり、 従業員が歌唱したり、司会をしたり、装置の操作に関与したりすることはないと主張するが、本件店舗は、客にカラオケを利用させることを主たる目的として営業するものであり、そのための設備・ソフトの提供及び利用料金の支払の点で経営者の 管理下に置かれているのであるから、本件店舗における客の歌唱行為が経営者から 独立しているということはできない。

争点二2 (対公衆性) について

右のとおり、本件店舗における伴奏音楽の再生及び歌唱の主体は被告であ ると解すべきところ、被告にとって、本件店舗に来店する客が不特定多数であることは明らかであるから、被告による伴奏音楽の再生及び歌唱は、著作権法二二条の「公衆に直接見せ又は聞かせることを目的」とするものであるといえる。 この点についての被告の主張は、伴奏音楽の再生及び歌唱の主体が客であ

ることを前提とするものであり、失当である。 3 争点二3 (自由使用) について

著作権法附則一四条は、「適法に録音された音楽の著作物の演奏の再生に ついては、公衆送信に該当するもの及び営利を目的として音楽の著作物を使用する 事業で政令で定めるものにおいて行われるものを除き」、当分の間、自由とする旨を規定しており(ただし、平成九年法律第八六号による改正前は、「公衆送信」は「放送又は有線送信」とされていた。)、これを受けて、著作権法施行令附則三条は、右条項の適用が除外される事業として、「喫茶店その他客に飲食をさせる営業で、客に音楽を鑑賞させることを営業の内容とする旨を広告し、又は客に音楽を鑑賞される。

自由に選曲して伴奏音楽を再生させることができるカラオケ装置のほか、マイク スピーカー等の音響設備が設置され、防音設備が施されているものと推認されるか ら、本件店舗においては「客に音楽を鑑賞させるための特別の設備を設けている」 ものということができる。

したがって、本件店舗における被告の営業は、著作権法施行令附則三条一

号に該当するから、著作権法附則一四条の適用はない。 4 以上によれば、被告は、本件店舗において、カラオケ機器を使って、管理 著作物を公に再生及び歌唱することによって、演奏権及び上映権を侵害するものと 認められる。

争点三(カラオケソフト作成にかかる原告の管理著作物使用許諾の効力は、 本件店舗における管理著作物の再生・歌唱行為に及ぶか)について

被告は、カラオケソフトは、社交場等で客に歌唱させる歌唱用音楽ソフトとして商品化されたものであり、スナック等の酒場において営業上利用するという利用形態が光度にある。 用形態が当然に予定されているから、その製作、販売に対する原告の許諾の効力 は、店舗における利用にも及ぶと主張する。

しかし、本件全証拠によっても、これを認めるに足りる証拠はない。 かえって、証人Cの証言によれば、原告は、貸与を予定する商品についての 複製許諾においても、貸与者すなわち複製許諾申請者から、貸与先における利用に 関する使用料を徴収していないことが認められる。

したがって、争点三に関する被告の主張は理由がない。

四 争点四 (原告の定めた使用料率表に基づく使用料徴収の可否) について

1 証人Cの証言によれば、原告におけるカラオケ歌唱室での管理著作物使用料の設定・徴収について、次の事実が認められる。

- (一) 本件店舗のような形態のカラオケ歌唱室については、原告では、平成元年四月から、管理著作物の使用許諾及び使用料徴収業務を開始した。
- (二) 原告は、著作権仲介業務法に基づく許可を受けた音楽著作権仲介団体であり、同法三条一項により、著作物使用料規程を定めて文化庁長官の認可を受けること(変更するときも同じ。)とされているところ、原告は、昭和一五年以来、「著作物使用料規程」を作成・変更して内務大臣又は文化庁長官の認可を受け、それに基づいて管理著作物の使用許諾及び使用料徴収業務を行ってきた。
- しかし、平成元年当時の原告の著作物使用料規程(以下「旧規程」という。内容的には甲事件甲第三号証と同じである。)では、カラオケ歌唱室における管理著作物の使用に関する規定が存しなかったため、原告では、カラオケ歌唱室を全国的に経営する大手事業者との協議を経て、平成元年四月、カラオケ歌唱室の使用料率(甲事件甲第四号証、乙事件甲第一号証。以下「本件使用料率」という。内容は別紙3のとおりである。)を策定し、これに基づいて全国的にカラオケ歌唱室における管理著作物の利用についての許諾及び使用料の徴収業が要集物の表現を表現を表現してきませる。
- (三) 旧規程における演奏等に関する使用料は、第二章「著作物の使用料率に関する事項」第二節「演奏等」に規定されており、そこでは、「1 上演形式による演奏」、「2 演奏会における演奏」、「3 演奏会以外の催物における演奏」、「4 社交場における演奏等」、「5 ビデオグラムの上映」に区分した上、さらに細かな演奏等の形態に区分して使用料が定められていた。
- (四) 原告は、平成九年八月一一日、右規程の第二章第二節中に、「4 カラオケ施設における演奏等」として、カラオケ歌唱室を含むカラオケ施設に関する著作物使用料規定を盛り込んだ変更を行い(それに伴い旧4以下は繰り下げ)、文化庁長官の認可を得た(甲事件甲第五号証。以下「新規程」という。)。それによれば、カラオケ歌唱室において年間の包括使用許諾契約を結ぶ場合の月額使用料は、本件使用料率と同じ内容とされた。
- は、本件使用料率と同じ内容とされた。 2 右によれば、本件使用料率(別紙3)は、本件における甲事件の請求のうち平成九年八月一〇日までの期間にかかる部分及び乙事件の請求の全期間において、原告の著作物使用料規程中に規定されていなかったものと認められる。そして、被告は、このことから、本件使用料率に基づいて管理著作物使用料を徴収することはできないと主張するので、この点について検討する。

する。 カラオケ歌唱室における管理著作物の利用を直接の対象とする具体的な 使用料基準が旧規程中に存しなかったことは前記のとおりであるが、著作権仲介業

務法施行規則四条が、著作物使用料規程に記載する著作物使用料率は著作物の種類 及びその利用方法の異なるごとに各別に定めて表を作成すべきものとしていること からすれば、本来、カラオケ歌唱室について使用料を徴収するには、その利用方法 の性質に応じた著作物使用料率を著作物使用料規程中に設けた上で行うのが本則で ある。しかし、著作物の使用形態は千差万別であり、技術や時代の変化に応じて新 たな使用形態も出現するものであるから、そのすべての使用類型を著作物使用料規程に盛込んで基準化することが不可能であることもまた見やすい道理であり、その ような場合に、管理著作物の利用行為が現に行われているにもかかわらず、それを 直接の対象とする使用料率の定めが著作物使用料規程中に存しないから使用料の徴 収ができないというのでは、余りに著作権者の保護に欠けることとなる。原告の旧規程(新規程でも同様)では、「第二章第一二節 その他」として、「本規程の第二節乃至第一一節の規定を適用することができない利用方法により著作物を使用する。 る場合は、著作物利用の目的および態様、その他の事情に応じて使用者と協議のう え、その使用料の額または率を定めることができる。」とされているが、右規定は、このような事態を念頭に置いたものと考えられる。もとより、前記のような著作権仲介業務法の趣旨に鑑みれば、このような規定が存するからといって、著作物 使用料規程中に直接規定されていない類型の著作物使用行為の使用料率について、 原告の一存でどのような内容でも自由に定め得るものでないことはいうまでもな その内容が既存の著作物使用料規程に照らして合理性・相当性があり、 用者との意見調整を経る等の前記著作権仲介業務法が規定する趣旨に沿った手続を 経ること(この点は前記規定においても「使用者と協議のうえ」とされているとこ ろである。)を要すると解すべきであるが、それらが満たされる以上、原告が定めた使用料率は、全体として著作物使用料規程に対する認可の趣旨の範囲内にあり、 なお認可を受けた著作物使用料規程に依るものと評価するに妨げないものというべ きである。

これを本件について見るに、①原告が本件使用料率を定めたのは、平成元年当時にカラオケ歌唱室を全国的に経営する大手事業者との協議を経た上でのであること、②原告は、平成元年四月以降新規程の認可に至るまで、本件使用料率によって全国的にカラオケ歌唱室経営者との間で著作物使用許諾契約を締結していたこと、③本件使用料率は、一般的なカラオケ歌唱室における管理著作物の貢献度、規模、客単価及び利用時間等を勘案すれば、既存の「演奏会以外のにおける演奏」の使用料率(旧規程第二章第二節3)と比較して相当なものといる著作物の利用形態が比較的類似すると思われるライブハウスや音楽喫茶におる記事が、旧規程第二章第二節4の備考⑥)と比較しても同様のことがいるること、④本件使用料率は、新規程への変更前においても同様のことがいえるこれで、本件使用料率は、新規程への変更前においても、前記の内容上及び手続との使用規程中、社交場における演奏等について、カラオケ伴奏による歌唱が行われ要に規程中、社交場における演奏等について、カラオケ伴奏による歌唱が行われる場合には、一演奏場所の客席面積が一六・五㎡(五坪)以下のものについては使用料の支払を免除する旨定められているが、これは零細な事業者を保護するための地であると解され、本件店舗を含むカラオケ歌唱室の営業形態を考えれば、その趣をカラオケ歌唱室に及ぼすことは相当でない。)。

もっとも、原告は、本件使用料率は旧規程中の「演奏会以外の催物における演奏」(第二章第二節3)の「(7) その他の演奏」の条項に基づいて定めたとするが、カラオケ歌唱室では常設された室内で楽曲の再生・歌唱が反復して行われるのであって、催物とは性質を異にするから、右規定を直接の根拠とすることは必ずしも合理的とはいえない。また、原告は、平成元年四月から本件使用料率を定めて、全国的にカラオケ歌唱室における著作物使用料の徴収管理を始めたというのであるから、その旨の著作物使用規程の変更が平成九年八月までなされなかったというのは遅きにすぎるものともいえる。しかし、右のような点があるとしても、先に述べた諸点を考慮すれば、それをもって右基準が旧規程に依らないものであるとはいえない。

3 以上説示したところから明らかなように、平成九年八月一〇日までの期間においては、本件使用料率それ自体について文化庁長官の認可を得たものであるということはできないが、なお、旧規定に依るものということができるから、これに基づく著作物使用料の徴収、あるいは、これを算定の根拠とする損害賠償の請求が許されないことを前提とする被告の主張は、いずれも理由がない。

五 争点五(本件使用許諾契約に無効原因が存するか)について

すでに前記二ないし四で認定判断したところから明らかなように、被告による本件店舗における管理著作物の利用は、それらの演奏権を侵害するものであり、本件使用料率に基づく著作物使用料徴収は文化庁長官の認可を受けた著作物使用料規程に依るものということができるから、これと異なる前提に立脚する被告の本争点に関する主張はいずれも理由がない。

六 争点六 (使用料及び原告の損害額) について

1 まず、被告は、通信カラオケについて、本件使用料率のビデオカラオケの区分を適用することはできないと主張するので、この点について検討する。

そうすると、通信カラオケによる伴奏音楽の再生・歌唱についての著作物 使用料及び損害賠償額を、本件使用料率の「ビデオカラオケ」の区分に基づいて算 定することは、合理性を有するものということができる。

定することは、合理性を有するものということができる。 2 被告が平成六年一二月分以降の月額使用料の支払をしない事実は、当事者間に争いがない。前記第二の二の3、4の事実によれば、平成六年一二月一のというで成九年三月末日までの間の本件使用許諾契約に基づく使用料は、別表1のと表したなるところ、乙事件甲第一号証によれば、右使用料の算定は、本件使用料本表ではであることが認められる(なお、本件使用許諾契約は、本件を開発であることが認められる(なお、本件を用許諾契約は、でであることを前提としているところ、前記第二の二の7におけるは本件店舗におけるカラオケ装置を順次通信カラオケにおけるから、1、入れ替え前のオーディオカラオケにおける使用料率は入れ替え前のオーディオカラオケにおける使用料率は入れ替え前のオーディオカラオケにおける使用料率は入れ替え前のオーディオカラオケにおける使用料率は入れ替え前のオーディオカラオケにおける使用料率は入れ替え前のオーディオカラオケにおける使用料率は入れ替え前のオーディオカラオケにおける使用料率を上回るものであるから、右事実は私法契約たる本件使用料支払義務に消長を来ずものではないというべきである。)。

そして、前記第二の二の2記載の各事実によれば、本件使用許諾契約に基づく使用料支払期限は当月末日であり、支払期限後の違約金は年二〇パーセントの割合であるから、被告は別紙1記載の違約金の支払義務がある。

3(一) 前記第二の二6記載の事実によれば、被告は、原告に対し、平成八年 一二月三一日付書面により、カラオケ歌唱室の営業により著作権使用料の支払義務 が発生する根拠がないことを理由として、本件使用許諾契約に基づく使用料支払義 務を履行しない旨を表明し、右書面は平成九年一月六日に原告に到達したものであ るから、前記第二の二の2(五)記載の本件使用許諾契約の更新の要件を満たさなかったことにより、本件使用許諾契約は、同年三月三一日限りで更新されずに終了し たものと認められる。

(二) そうすると、被告は、平成九年四月一日以降、原告の許諾を得ずに本 件店舗において管理著作物を使用していることになり、右の著作権侵害について少なくとも過失があることは明らかであるところ、前記のとおり、本件使用料率は著作物使用料規程に依るものということができるから、本件で損害額を算定するに当 たって基礎となり得るものであり、また、同年八月一一日以降は、文化庁長官の認可を受けた新規程が損害額を算定するに当たっての基礎となり得るものである。こ れらにより原告の被った使用料相当損害金を算定すれば、原告が同年四月一日から 平成一〇年八月三一日までに被告の行為により被った損害は、別表2月額損害金欄

記載のとおり、合計二七五万九一二〇円と認められる。 (三) そして、本件店舗における管理著作物の無断使用による被告の損害賠償債務は、各月の損害金につき遅くとも当月末日には発生しているということができるから、被告は別紙2記載の遅延損害金の支払義務がある。

4 さらに、前記第二の二の7の事実及び甲事件甲第五号証によれば、被告が本件店舗における管理著作物の使用を止めるまで、原告は、一か月当たり一八万九

○○○円の使用料相当額の損害を被るものと認められる。

5 本件訴訟の提起・追行のために原告は弁護士を依頼したところ、本件に現 れた一切の事情を考慮すれば、弁護士費用相当損害金としては六〇万円が相当であ る。 第五

以上によれば、原告の請求は主文第一ないし第四項の限度で理由があるが、 その余は理由がないから、主文のとおり判決する。

(平成一一年七月一五日口頭弁論終結)

大阪地方裁判所第二一民事部

裁判長裁判官 小 松 雄 裁判官 渡 部 勇 次 裁判官 水 上 周